

## 男女共同参画

企画課 男女共同参画推進室 ☎23-3917



### 職場のハラスメント③

#### 妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するもの



妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したことなどに関して、上司や同僚が就業環境を害する言動を行うことは、ハラスメントです。(業務分担や安全配慮などの観点から、客観的に見て、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しません) 事業主は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づき、妊娠や出産、育児休業、介護休業などに関する職場でのハラスメントの防止措置を講じなければなりません。

#### 例えばこんなことを理由とする

- ・妊娠した、出産した
- ・妊婦検診に行くため仕事を休んだ
- ・つわりや切迫早産で仕事を休んだ
- ・産前休業の取得を上司に相談した
- ・育児休業の取得を申し出た
- ・子どもが病気になり看護休暇を取った
- ・介護休業の取得を申し出た など



#### こんな行為がハラスメントです

- ・解雇を示唆するようなことを言われた
- ・正社員からパートになるよう言われた
- ・制度を利用しないよう言われた
- ・仕事を上げられ、雑用をさせられた
- ・「今の時期に妊娠すべきではなかった」と言われた
- ・「男のくせに育休を取るなんてあり得ない」と言われた など

#### 妊娠・出産・育児休業・介護休業などの制度を利用する皆さんへ

- どんな制度や措置が利用できるのか、確認してみましょう
- どのような制度を利用したいのか、明確に伝えましょう
- 日ごろから自分の状況を知らせるなど、上司や同僚とコミュニケーションを図りましょう